

収益認識に関する論点整理

次の論点整理の趣旨を満たす内容となっているか。

収益認識に関する国際的な議論の動向をわかりやすく紹介する。

それを踏まえて、今後の我が国の収益認識基準のあり方について、広く関係者から意見を募集する。

第1章 提案モデルによる収益認識の概要 等

	検討の場所	項目
1	収益認識プロジェクト（IASB/FASB 共同） （DP）	範囲 契約に基づく収益認識原則 履行義務の定義と識別 履行義務の充足 履行義務の測定
2	収益認識プロジェクト（IASB/FASB 共同） （DP 以後の議論）	権利の測定（貨幣時間価値の影響 / 信用リスクの影響 / 対価不確実性等） 顧客との契約（契約の更新・解約のオプション / 契約の結合・分割・変更表示と開示（収益の総額純額表示 等）
3	収益認識プロジェクト以外 （IASB/FASB 共同）	保険契約 リース契約

第2章（総論） 提案モデルの特徴

論点	項目	概要	コメント提出者への質問事項
1	収益認識の考え方	顧客との契約上の権利・義務の測定の結果としての契約ポジションの増加により収益を認識	<p>（質問1）</p> <p>（1）現行モデルによる収益認識は、有用な財務情報を提供するという観点から問題があると考えますか？</p> <p>（2）現行モデルによる収益認識に問題があると考える場合、提案モデルに切り替えることが、そのような問題の解決に役立つと思いますか？</p> <p>（役立つと考える場合には、提案モデルのどのような特徴が、問題の解決に役立つと考えますか？）</p> <p>（3）逆に、有用な情報提供という観点から、提案モデルに切り替えることで懸念される事項はありますか？</p>
2	収益の測定	（提案モデルにおいて、収益の測定の前提となる）履行義務の測定の目的と考え方、及び提案されている測定方法について	<p>（質問2）仮に、資産及び負債の増減に基づく収益認識原則を導入するとした場合、期末における現在債務を表すため、履行義務を充足するために要求される資産の金額（予測コスト、貨幣の時間価値、マージンを反映）で、履行義務を測定するという考え方は、有用な収益情報および利益情報を提供することに結びつくと考えますか？</p> <p>（質問3）仮に、提案モデルを導入するとした場合、有用な収益情報を提供する上で、履行義務の測定に関して、DPの予備的見解とされている当初取引価格アプローチ（当初取引価格で当初測定し、事後に再測定を行わないアプローチ）を適用することが適切でない具体的な事例はありますか？</p>
3	収益認識の単位	契約上顧客に提供すべき、個々の財やサービスの単位で収益認識を考える	<p>（論点4）収益の認識を、契約上の顧客対価の単位ではなく、契約上の義務を履行する上で、顧客に提供する必要のある個々の財やサービスの単位（実際に個別に販売していなくても個別に販売可能な単位。ただし、移転時期が同じであればその単位で履行義務を識別すれば足りる。）で考えるという提案に賛成しますか？（質問11参照）</p>

			<p>（質問5）顧客と契約を締結した結果、企業が顧客に財やサービスを移転する義務を負担することとなった場合には、法律や商習慣によって発生する義務も含めて、すべて収益認識の対象とする提案に賛成しますか？</p>
4	収益認識の時期	個々の財やサービスの顧客への支配の移転時期に収益を認識する	<p>（質問6）収益の認識時期を、（契約上の義務を履行する上で顧客に提供する必要のある）個々の財やサービス（質問7参照）に対する支配が、顧客に移転した時期で一律に判断する提案に賛成しますか？</p> <p>（質問7）仮に、個々の財や、個々のサービスの、顧客への支配の移転の時期に収益を認識することとした場合、それらの支配の移転時期は、契約条件又は法律の運用等に基づいて判断することが提案されていると考えられますが、これは十分に明確ですか？</p>
5	不利な契約	（顧客との契約が）不利な契約と判定された場合、履行義務を再測定して損失を計上する	<p>（質問8）工事契約以外の契約についても、顧客との契約から損失が見込まれるに至った場合、そのように見込まれるに至った時点で見込まれる損失を計上することを求める提案に賛成しますか？</p> <p>（質問9）その場合、計上する損失額は、現在価格（財やサービス提供のための予想コストにマージンを加えた額）が履行義務の帳簿価格を超える額であるとの考え方と、当該予想コストが履行義務の帳簿価格を超える額であるとの考え方がDPに示されていますが、DPが予備的見解としている後者の提案に賛成しますか？</p>

「収益の総額表示と純額表示」は、各論Fに移した。

第２章（各論）現行実務への影響の可能性と会計処理のイメージ

論点	項目	概要	コメント提出者への質問
A	工事契約 (進行基準等) (ケース)	工事の進捗に伴い投入される材料や建設サービス等に対する支配が、その都度、顧客に移転するか否か	(質問10) 工事契約の収益認識に関しても、個々の財やサービスに対する支配の顧客への移転に基づいて収益認識時期を判断するという提案の原則に基づき、工事の進捗に応じて、投下される財やサービスに対する支配が、その都度顧客に移転する場合には進捗に応じた収益認識を、そうでない場合には目的物の完成引渡時など、財やサービスの支配が移転する時点(多くの場合、一時点となる。)で収益認識を行うという考え方に賛成しますか？
B	複数要素契約 (ケース)	提供すべき個々の財やサービスについて、支配の移転時期が異なるものについては、それらの個別販売価格の見積もりに応じて顧客対価を配分し、支配の移転する毎に対応する配分額を収益として認識する	(質問11) 顧客との契約で提供することが約束されている個々の財やサービスのうち、顧客への支配の移転時期が異なるものについては、それぞれ異なる履行義務として識別し、それらが充足される都度、収益認識を行うこととなります。 <u>この結果、例えば製品の販売に付随して製品保証等を行っている場合にも、当該製品保証について引当金として会計処理することは認められなくなり、製品保証義務の履行に応じて、対応する収益を認識することになりますが、このような提案に賛成しますか。</u> またその場合ため、たとえ、それらの財やサービスに観察可能な価格が無い場合であっても、支配の移転時期が異なる以上、独立販売価格を見積って、顧客対価の額を識別された履行義務に配分する必要がありますが、このような提案に賛成しますか？
C	継続的関与	複数要素取引となるものと、複数要素取引として処理できないもの(企業に一定の買戻権がある場合など)があると考えられる	(質問12) 財やサービスの引き渡し後にも、それらの財やサービスに関して、企業が何らかの形で継続的に関与している場合の収益認識についても、財やサービスの所有に係る重要なリスクと経済価値が移転しているか否かといった要素を考慮することなく、個々の財やサービスに対する支配が顧客に移転したといえるかどうかという点のみで判断するという提案に賛成しますか？
D	通常の商品	提案モデルでは、財に対する	(質問13) これまで出荷基準を適用してきた取引についても、対象となる財について

	販売（出荷基準等） （ケース）	支配の顧客への移転時期に収益認識するが、出荷時期と、財に対する支配の顧客への移転時期は、通常一致しない	の支配が顧客に移転する時期に収益認識を行う基準に切り替えることに賛成しますか？
E	割賦販売等 （ケース）	提案モデルでは、対価の支払方法の違いが収益から分離される金利要素に影響を及ぼすとしても、収益認識時期そのものについての例外的取扱いはない	（質問14）回収基準や回収期限到来基準等の金銭の授受を基礎とした収益認識基準の選択肢をなくすことに賛成しますか？
F	収益の総額表示と純額表示	収益の総額表示と純額表示を分ける考え方と、判断指標	（質問15）顧客から受け取る額のうち、どの部分を収益として表示するかについての基本的な考え方として、企業が顧客に対して負っている契約上の義務の内容により（対象となっている財やサービスを自ら提供する義務であるのか、第三者がそのような財やサービスを提供するよう手配する義務であるのか）、それに対応する部分を収益として表示する（前者の場合には、顧客から受け取る額の総額を収益として表示し、後者の場合には、顧客から受け取る額のうち、手配に係る手数料部分のみを収益として表示することになる）という考え方に賛成しますか？ （質問16）質問15の考え方に賛成する場合、ある取引に、企業が顧客に対して負っている履行義務の内容を判断するための判断規準として、何らかの指標を示すことが必要と考えますか？必要と考える場合には、どのような指標が適切だと考えますか？

順序を入れ替え、項目を整理した。

以上